

新旧対照表

「生活保護法による医療扶助運営要領について」

(昭和36年9月30日社発第727号厚生省社会局長通知)

(下線部分が改正部分)

改正後	現行
<p>第3 医療扶助実施方式 1～8 (略) 9 移送の給付</p> <p>(1) <u>給付方針</u> 移送の給付については、個別にその内容を審査し、次に掲げる範囲の移送について給付を行うものとする。</p> <p>また、給付については、療養に必要な最小限度の日数に限り、傷病等の状態に応じて経済的<u>かつ合理的</u>な経路及び交通手段によって行うものであること。 <u>経済的かつ合理的な経路及び交通手段についての判断に当たっては、同一の病態にある当該地域の他の患者との均衡を失しないようにすること。</u></p> <p>(2) 給付の範囲 <u>アからクまでに掲げる場合において給付を行う。</u></p> <p>受診する医療機関については、原則として<u>要保護者の居住地等に比較的近距离に所在する</u>医療機関に限るものであること。 <u>ただし、傷病等の状態により、要保護者の居住地等に比較的近距离に所在する医療機関での対応が困難な場合は、専門的治療の必要性、治療実績、患者である被保護者と主治医との信頼関係、同一の病態にある当該地域</u></p>	<p>第3 医療扶助実施方式 1～8 (略) 9 移送の給付</p> <p>【現行の(1)ア一般的給付に規定】 移送の給付については、<u>国民健康保険の例により、次に掲げる範囲の移送について給付を行うものとする。</u></p> <p>【現行の(1)イ例外的給付に規定】 <u>上記アの範囲で対応が困難な場合については、個別にその内容を審査し、次に掲げる事項に該当するものと認められる場合には例外的に支給を行って差し支えないこととする。</u></p> <p>【現行の(1)イ例外的給付に規定】 また、給付については、療養に必要な最小限度の日数に限り、傷病等の状態に応じて<u>最も経済的な経路及び交通手段によって行う</u>ものであること。</p> <p>(1) 給付の範囲</p> <p>【現行の(1)イ例外的給付に規定】 <u>なお、その場合でも受診する医療機関については、原則として福祉事務所管内の医療機関に限るものであること。</u></p>

の他の患者の受診行動等を総合的に勘案し、適切な医療機関への受診が認められる。

ア 医療機関に電車・バス等により受診する場合で、当該受診に係る交通費が必要な場合

イ 被保護者の傷病、障害等の状態により、電車・バス等の利用が著しく困難な者が医療機関に受診する際の交通費が必要な場合

ウ 検診命令により検診を受ける際に交通費が必要となる場合

エ 医師の往診等に係る交通費又は燃料費が必要となる場合

オ 負傷した患者が災害現場等から医療機関に緊急に搬送される場合

カ 離島等で疾病にかかり、又は負傷し、その症状が重篤であり、かつ、傷病が発生した場所の付近の医療機関では必要な医療が不可能であるか又は著しく困難であるため、必要な医療の提供を受けられる最寄りの医療機関に移送を行う場合

キ 移動困難な患者であって、患者の症状からみて、当該医療機関の設備等では十分な診療ができず、医師の指示により緊急に転院する場合

ク 医療の給付対象として認められている移植手術を行うために、臓器等の摘出を行う医師等の派遣及び摘出臓器等の搬送に交通費又は搬送代が必要な場合（ただし、国内搬送に限る。）

なお、福祉事務所において審査の結果、なお疑義がある場合及び上記の範囲で対応が困難な場合については、都道府県本庁に技術的助言を求めた上で、移送の給付が真に必要な

【現行の(1)イ例外的給付に規定】

イ 例外的給付

(イ) へき地等により、最寄りの医療機関に電車・バス等により受診する場合であっても当該受診に係る交通費の負担が高額になる場合

(ア) 身体障害等により、電車・バス等の利用が著しく困難な者であって、当該者が最寄りの医療機関に受診する際の交通費が必要な場合

(ウ) 検診命令により検診を受ける際に交通費が必要となる場合

(エ) 医師の往診等に係る交通費又は燃料費が必要となる場合

【現行の(1)ア一般的給付に規定】

ア 一般的給付

(ア) 負傷した患者が災害現場等から医療機関に緊急に搬送される場合

(イ) 離島等で疾病にかかり、又は負傷し、その症状が重篤であり、かつ、傷病が発生した場所の付近の医療機関では必要な医療が不可能であるか又は著しく困難であるため、必要な医療の提供を受けられる最寄りの医療機関に移送を行う場合

(ウ) 移動困難な患者であって、患者の症状からみて、当該医療機関の設備等では十分な診療ができず、医師の指示により緊急に転院する場合

(エ) 医療の給付対象として認められている移植手術を行うために、臓器等の摘出を行う医師等の派遣及び摘出臓器等の搬送に交通費又は搬送代が必要な場合（ただし、国内搬送に限る。）

であると認められる場合には、給付を認めて差し支えないこと。

(3) 給付手続き

ア 給付手続きの周知

要保護者に対し、移送の給付について、その内容と原則として事前の申請や領収書等の提出が必要であることを周知すること。

イ 給付決定に関する審査

被保護者から申請があった場合、給付要否意見書（移送）により主治医の意見を確認するとともに、その内容に関する嘱託医協議及び必要に応じて検診命令を行い、福祉事務所において必要性を判断し、給付の対象となる医療機関、受診日数の程度、経路及び利用する交通機関を適正に決定すること。

(ア) 削除

(イ) 削除

ただし、医療要否意見書等により、移送を要することが明らかな場合であり、かつ、移送に要する交通費等が確実に確認できる場合は、給付要否意見書（移送）の提出を求める必要はないこと。

なお、移送の際に利用する交通機関については、地域の実態料金や複数事業者の見積等により検討を行った上で、最も経済的な交通機関を福祉事務所において決定すること。

また、福祉事務所において給付を決定する以前に交通機関を利用した際の交通費や、福祉事務所において決定した医療機関、受診日数の程度、経路、交通機関と異なることにより生じた交通費については、原則として給付の対象にならないものであること。

ウ 事後申請の取扱い

緊急の場合等であって、事前の申請が困難なやむを得ない事由があると認められる場合であって、当該事由が消失した後速やかに

(2) 給付手続き

ア 一般的給付

被保護者から申請があった場合、給付要否意見書（移送）により主治医の意見を確認するとともに、福祉事務所において移送を必要とする内容を確認の上、給付の決定を行うこと。

イ 例外的給付

被保護者から申請があった場合、給付要否意見書（移送）により主治医の意見を確認するとともに、その内容に関する嘱託医協議及び必要に応じて検診命令を行い、次に掲げる事項を把握した上で、福祉事務所において必要性を判断し、給付の対象となる医療機関、受診日数の程度、経路及び利用する交通機関を決定すること。

(ア) 病状等から徒歩又は電車・バスを利用して受診等を行うことが可能か

(イ) 受診する医療機関は、必要な医療の提供が可能な医療機関のうち最寄りの医療機関であるか

なお、移送の際に利用する交通機関については、地域の実態料金や複数事業者の見積等により検討を行った上で、最も経済的な交通機関を福祉事務所において決定すること。

また、福祉事務所において給付を決定する以前に交通機関を利用した際の交通費や、福祉事務所において決定した医療機関、受診日数の程度、経路、交通機関と異なることにより生じた交通費については、原則として給付の対象にならないものであること。

なお、緊急の場合であって、事前の申請が困難なやむを得ない事由があると認められる場合については、事後の申請であっても内

申請があったときは、事後の申請であっても内容確認の上、給付を行って差し支えないこと。

エ 継続的給付の場合の手続

翌月にわたって移送の給付を必要とするときは、引き続き移送の給付を行って差し支えないが、その者が3か月を超えて移送の給付を必要とするときは、第4月分の移送を決定する前にあらかじめ給付要否意見書(移送)等を参考に、継続の要否を十分に検討すること。

ただし、被保護者の傷病等の状態により、3か月を超えて移送の給付を必要とすることが明らかであり、かつ、電車・バス等の公共交通機関を利用している場合は、第7月分の移送を決定する前に、給付要否意見書(移送)等を参考に、継続の要否を検討することとして差し支えないこと。

(4) 費用

ア 移送に要する費用は、傷病等の状態に応じ、経済的かつ合理的な方法及び経路により移送を行ったものとして算定される最小限度の実費(医学的管理等のため付添人を必要とする場合に限り、当該付添人の日当等も含む。)

なお、身体障害者等の割引運賃が利用できる場合には、当該割引運賃を用いて算定した額とすること。

イ (略)

10～13 (略)

容確認の上、給付を行って差し支えないこと。

なお、翌月にわたって移送の給付を必要とするときは、引き続き移送の給付を行って差し支えないが、その者が3か月を超えて移送の給付を必要とするときは、第4月分の移送を決定する前にあらかじめ給付要否意見書(移送)等を参考に、継続の要否を十分に検討すること。

(3) 費用

ア 移送に要する費用は、傷病等の状態に応じ、最も経済的な方法及び経路により移送を行ったものとして算定される最小限度の実費(医学的管理等のため付添人を必要とする場合に限り、当該付添人の日当等も含む。)

なお、身体障害者等の割引運賃が利用できる場合には、当該割引運賃を用いて算定した額とすること。

イ (略)

10～13 (略)